

No.9	調査課題名：BSEに関するリスク評価に資する情報収集調査					
調査目的	BSEに起因する食肉の安全性に関するリスク評価に資するために必要となる広範な科学情報等について、文献検索、文献収集、情報の整理及び分析等を目的として実施する。					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 • 企画競争公告中 • 調査実施中 • <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18.6.16	契約締結日	H18.7.3	履行期限	H19.3.30
	調査実施機関	社団法人畜産技術協会				
	契約金額	12,813,000円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				

別紙

BSEに関するリスク評価に資する情報収集調査仕様書

1. 調査の目的

牛海綿状脳症（BSE）は、英国において1986年に初めて報告されて以来、1992－1993年において年間3万数千頭の発生のピークを示した後、世界各地（23カ国）で発生が見られている。我が国においても2001年以降毎年数頭ずつ発生が報告されている。

このような状況を踏まえ、食品安全委員会では平成17年度に主要国の政府や研究機関で行われているBSEのステータス評価の現状をレビューし、評価手法としての有効性を分析・検証し、今後の我が国及び輸出国のBSEリスクを把握する上での参考に資することを目的に「主要国による牛海綿状脳症のステータス評価手法に関する情報収集と現状調査」を実施したところである。本調査は、17年度の調査結果を基に、BSEに起因する食肉の安全性に関するリスク評価に資するために必要となる広範な科学情報について、文献検索、文献収集、情報の整理及び分析を目的としている。

2. 調査項目

(1) BSEに関するリスク評価、特にBSEに由来する食肉及び牛由来の加工製品のリスクに着目した文献（例：豪州・ニュージーランド食品安全基準(Food Standards Australia New Zealand)が作成した「ASSESSMENT OF THE RISK TO PUBLIC HEALTH RESULTING FROM EXPOSURE TO THE BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) AGENT THROUGH CONSUMPTION OF BEEF AND BEEF-PRODUCTS」）等の検索を行い、得られた情報を整理する。

(2) (1) で収集・整理した情報を基に分析を行う。

3. 調査方法

(1) 検討会の開催

調査を効率的に推進するために、学識経験者による調査委員会を設置し、文献検索、文献収集、情報の整理及び分析を行う。

(2) 海外調査

調査項目の(1)及び(2)について、調査委員会での検討と食品安全委員会の意見を踏まえて、補完的な情報収集のため、海外の専門家へのインタビュー調査または当該関係専門家を国内に招いて調査を行い、情報分析の精密化を図る。

(3) 以上を踏まえた調査結果を解説し報告書として取りまとめる。

4. 報告書の作成

調査項目について情報を解説的に整理分析し、報告書を作成する。報告書の作成に当たっては、調査の対象とした文献の出典等を明記し、必要に応じて参考資料として和訳を付す。報告書の構成、分量等については、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官の了解を得ることとする。

5. その他

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連絡を密に取ることとし、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た結果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
- (4) 本業務の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合は、当該業務について説明を行うものとする。

6. 成果物

成果物は印刷物として100部、電子媒体(CD-ROM)として2部提出する。

7. 作業期間

契約日～平成19年3月30日(金)

8. 履行期間

平成19年3月30日(金)